

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人更葉園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、定款第15条第3項に規定する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、非常勤役員又は評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常務理事の報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、別記第1「非常勤役員の報酬等」に定める額とする。

2 評議員の報酬は、別記第2「評議員の報酬等」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を別記第1、別記第2に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとするが、理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、

本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程の制定により、社会福祉法人更葉園役員報酬等支給規程は平成29年3月31日付けで廃止する。
2. この規程の制定日を平成29年5月26日とするが、適用年月日は平成29年4月1日とする。
3. 平成29年4月1日から平成28年度最終のものに関する定時評議員会終結の日までの常勤理事の報酬基準は「常務理事の職にある正職員に関する取扱規則」に準じる。

附 則

1. この規程の改定年月日、適用年月日は次による。  
改定年月日 平成29年11月29日  
適用年月日 平成29年11月29日

別記第1

非常勤役員の報酬等

① 役員報酬

区 分	報酬（日額）	内 容
理 事 長	7,600 円	① 理事会・評議員会の出席 ② 監査等の立会 ③ 辞令の発令 ④ 決済事務、会議又は行事等 ⑤ 出張業務
理 事	7,600 円	① 理事会の出席 ② 会議等への出席又は入札への立会 ③ 出張業務
監 事	7,600 円	① 監査又は監査等の立会 ② 理事会の出席 ③ 会議等への出席又は入札への立会 ④ 出張業務

② 交通費

支給内容	内 容
自宅から法人所在地までの往復交通費	15円（1km当たりの燃料代）×2（往復）×片道の使用距離（1キロメートル未満切り上げ） ※ 片道2キロメートル未満である者を除く。

③ 出張旅費

社会福祉法人更葉園旅費規程（以下、旅費規程という。）を準用するが、旅費規程第11条に定める日当の支給は行わない。

【参考】

旅費規程 別表－1

	場 所	従 業 員
宿泊費（1夜）の上限額	甲地方（政令指定都市）	12,000 円
	乙地方（東京23区）	13,000 円
	丙地方（甲、乙以外）	11,000 円
	十勝管内	8,000 円

## 別記第2

### 評議員の報酬等

#### ① 役員報酬

報酬(月額)	内 容
7,600 円	① 評議員会の出席 ② 出張業務

#### ② 交通費

支給内容	内 容
自宅から法人所在地までの往復交通費	15円(1km当たりの燃料代)×2(往復)×片道の使用距離(1キロメートル未満切り上げ) ※ 片道2キロメートル未満である者を除く。

#### ③ 出張旅費

社会福祉法人更葉園旅費規程(以下、旅費規程という。)を準用するが、旅費規程第11条に定める日当の支給は行わない。

#### 【参考】

旅費規程 別表-1

	場 所	従 業 員
宿泊費(1夜)の上限額	甲地方(政令指定都市)	12,000 円
	乙地方(東京23区)	13,000 円
	丙地方(甲、乙以外)	11,000 円
	十勝管内	8,000 円